

公布された規則のあらまし

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第5条第1項の指定を受けた者の名称が変更されたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。